

溶解工程

騒音

健康障害防止対策	基本的方策	具体的方法	参考（関係法規）
作業環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 溶解炉の周囲への隔壁等の設置、作業者又は溶解炉の隔離等の対策を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 溶解炉の開口部をできるだけ小さくする。また、炉蓋等の開閉時間を短縮する。 ○ 溶解炉の開閉及び湯出し作業を自動化する。 ○ 溶解炉の周囲に防音用ついで、防音用カーテン等を設置する。 ○ 開放炉を隔離する。 ○ 騒音を伴う溶解炉操作等の作業は、隔離室を設け、遠隔操作で行う。 	<p>(イ) 騒音を発する有害な作業場においては、その原因を除去するため、代替物の使用、作業の方法又は機械等の改善等必要な措置を講ずる。 (安衛則第 576 条)</p> <p>(ロ) 強烈的な騒音を発する屋内作業場においては、その伝ばを防ぐため、隔壁を設ける等必要な措置を講ずる。 (安衛則第 584 条)</p>

健康障害防止対策	参 考（関係法規）
保護具の備付け	<p>強烈的な騒音を発する場所における業務においては、耳せんその他の保護具を備える。 (安衛則第 595 条)</p>